

千里ライフサイエンスクラブ会則

2023. 4. 1 改定

末尾に【会則の変更について】記載あり

- 第1条 本会は「千里ライフサイエンスクラブ」と称する。
- 第2条 本会は公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団（以下「財団」という。）が主宰する。
- 第3条 本会はライフサイエンスの研究者、学者を中心に、一般の方を含めた幅広い人の組織を越えた交流を目的とする。
- 第4条 本会は個人会員制とし、会員は本会に登録する。
- 第5条 1. 本会の会員は、毎月1回財団が開催する千里ライフサイエンスフォーラム（フォーラム）に参加することができる。ただし、盛夏にあたる8月は休会とする。
2. 本会の会員にはLFニュース（年3回）及びフォーラム（年11回）の案内を送付する。
- 第6条 フォーラムは、週日夕刻の講演会と懇親会（飲食を伴う）よりなり、知の交流拠点いわゆる「アカデミックな赤ちょうちん」を創るという財団の理念を実現するために、会員の方の交流の場を提供する。また、毎月の講演を録画して、約1カ月期間限定で、インターネット配信する。
- 第7条 1. 会員は年会費2,000円を納入する。
年会費の納入は財団指定口座への振込のみとし、振込の確認が取れ次第、入会となる。入会となった時点で、配信中の講演があれば、視聴案内する。
2. 各回のフォーラムの懇親会参加の場合、参加費として2,000円*を納入する。
フォーラム懇親会参加の取消は、開催日の3日前（土日祝を除く）の午前までに届出のものとする。届出しないで欠席の場合、又は開催日の3日前（土日祝を除く）の午後以降の届出で欠席の場合は、参加費の納入義務を負う。
3. 会員期間は入会月より1年間とする。ただし、複数年分の一括支払いを希望する場合は、5年分の一括支払いに限り認める。
4. 会員継続の場合、会員期間満了2か月前の財団案内に記載の期日までに年会費の振込みを行う。
5. 理由の如何を問わず年会費は返納しない。
* 懇親会参加費は、会の内容により若干追加することがある。その場合は募集の時点で金額を明確にする。
- 第8条 1. 会員は次の場合にその資格を失う。
退会、会費の未納、会員の死亡、本会の解散
2. 会員の資格の譲渡は認めない。
- 第9条 本会則にない事項については、必要に応じて財団が定める。

【会則の変更について】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により中止していましたが、会場参加型の講演会、懇親会を2023年度4月より再開します。ただし、毎月の講演を録画しての期間限定での配信は継続します。
- 第7条各回のフォーラム懇親会参加費3,000円を2,000円に変更します。
- フォーラムのビジターに関する記載を削除します。

以上